毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
第六六八号
十二月二十六日
（金曜日）

目次

議会規則
大分県議会議員記章着用規則の一部改正……一
企業局管理規程
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……一
告示
指定漁船調書の縦覧……二
知事管理漁獲可能量の設定……二
選挙管理委員会告示
参議院大分県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……三
収支報告書の要旨の公表に関する規程の一部改正……七
政治団体の収支報告書閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正……七
政党の支部の支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正……八
訓令甲
大分県電子署名規程の全部改正……一〇
警察本部訓令
大分県警察電子署名規程の一部改正……一三
大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正……一三
企業局訓令
大分県企業局職員服務規程の一部改正……一三
病院局訓令
大分県病院局職員服務規程の一部改正……一五
正誤
令和七年十二月十九日付け大分県報（六六六）に登載の大分県企業局訓令第十二号（大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正）中の訂正……一六

〇議会規則

大分県議会議員記章着用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

大分県議会議長 嶋 幸一

大分県議会規則第四号

大分県議会議員記章着用規則の一部を改正する規則

大分県議会議員記章着用規則（昭和二十六年大分県議会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第三号中「十八金製」を「金色」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

〇企業局管理規程

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

大分県企業局長 渡辺 淳一

大分県企業局管理規程第十二号

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第六条の二第一項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

2　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

〇告　示

大分県告示第四百八十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　届出事項

1　発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字森崎浦千九百四十一番地の一

渡邉　満晴

佐伯市蒲江大字丸市尾浦千三百六番地四

牧口　光

佐伯市蒲江大字森崎浦三百九十四番地一

木許　喜文

2　加入区

名護屋加入区

3　法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二　指定漁船調書の縦覧

1　縦覧期間

令和七年十二月二十六日から令和八年一月九日まで

2　縦覧場所

㈠　大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

㈡　佐伯市蒲江大字丸市尾浦五百五十四番地

大分県漁業協同組合名護屋取次店事務所

大分県告示第四百八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和八管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和七年十二月二十六日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和八管理年度（令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一　まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準

備考　本県に定められた都道府県別漁獲可能量　現行水準

第二　まいわし太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まいわし漁業区分	現行水準

備考　本県に定められた都道府県別漁獲可能量　現行水準

第三　かたくちいわし太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分	一〇七、〇〇〇トンの内数
備考　本県に定められた都道府県別漁獲可能量　一〇七、〇〇〇トンの内数	

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和七年十二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長　千　野　博　之

第一回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	安倍　正雄	所属党派	日本誠真会	期間 5月25日から 7月27日まで	第１回分
出納責任者氏名	安倍　正雄				

収入			支出	
主たる寄附			人件費	255,000円
（団体名）		（寄附額）	家屋費	416,806
日本誠真会		749,290円	選挙事務所費	416,806
（氏名）	（職業）		集合会場費	0
千葉　隆	無職	30,000	通信費	4,175
久寿米木　いづみ	無職	30,000	交通費	48,556
			印刷費	787,563
			広告費	0
			文具費	48,677
			食糧費	113,856
			休泊費	22,400
			雑費	245,050
その他の寄附	3件	5,000		
その他の収入		1,127,793		
今回計		1,942,083	今回計	1,942,083
総計		1,942,083	総計	1,942,083

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送の録画等	0円
	計	0円
報告書受理年月日	令和７年８月４日	第１回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	中山　亜紀	所属党派	自由民主党	期間 6月15日から 7月31日まで	第１回分
出納責任者氏名	大塚　久美				

収　入

主たる寄附（団体名）		（寄附額）
自由民主党大分県参議院選挙区第二支部		8,800,000円
その他の寄附	０件	0
その他の収入		2,000,000
今回計		10,800,000
総　計		10,800,000

支　出

人件費	2,755,000円
家屋費	2,619,790
選挙事務所費	834,850
集合会場費	1,784,940
通信費	489,764
交通費	283,837
印刷費	2,620,884
広告費	4,278,251
文具費	23,327
食糧費	673,212
休泊費	194,400
雑費	215,125
今回計	14,153,590
総　計	14,153,590

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	339,200円
	ビラの作成	869,700円
	ポスターの作成	1,411,984円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015円
	政見放送の録画等	3,111,000円
	計	6,370,492円
報告書受理年月日	令和７年８月４日	第１回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	二宮　大造	所属党派	ＮＨＫ党	期間 6月18日から 7月2日まで	第１回分
出納責任者氏名	二宮　大造				

収　入

主たる寄附（団体名）		（寄附額）
ＮＨＫ党		251,418円
その他の寄附	０件	0
その他の収入		25,616
今回計		277,034
総　計		277,034

支　出

人件費	0円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	182,382
広告費	94,652
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0
今回計	277,034
総　計	277,034

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送の録画等	0円
	計	0円
報告書受理年月日	令和７年８月４日	第１回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	野中　慎也	所属党派	参政党	期間　６月14日から７月22日まで	第１回分
出納責任者氏名	中野　弘美				

収　入

主たる寄附（団体名）		（寄附額）
参政党大分県支部連合会		1,423,822円
その他の寄附	０件	0
その他の収入		0
今回計		1,423,822
総　計		1,423,822

支　出

人件費	0円
家屋費	128,985
選挙事務所費	54,825
集合会場費	74,160
通信費	14,434
交通費	11,160
印刷費	996,578
広告費	4,416,571
文具費	0
食糧費	8,560
休泊費	12,250
雑費	42,962
今回計	5,631,500
総　計	5,631,500

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	4,070円
	ビラの作成	459,030円
	ポスターの作成	533,478円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	100,100円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送の録画等	3,111,000円
	計	4,207,678円

報告書受理年月日	令和７年８月４日	第１回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	吉田　忠智	所属党派	立憲民主党	期間　６月６日から８月１日まで	第１回分
出納責任者氏名	上地　弘記				

収　入

主たる寄附（団体名）		（寄附額）
立憲民主党		5,000,000円
その他の寄附	０件	0
その他の収入		7,500,000
今回計		12,500,000
総　計		12,500,000

支　出

人件費	2,255,500円
家屋費	3,085,314
選挙事務所費	464,000
集合会場費	2,621,314
通信費	808,500
交通費	31,953
印刷費	2,918,300
広告費	5,109,171
文具費	68,849
食糧費	401,509
休泊費	1,073,300
雑費	1,100,542
今回計	16,852,938
総　計	16,852,938

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	339,200円
	ビラの作成	869,700円
	ポスターの作成	847,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	122,758円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	19,250円
	政見放送の録画等	3,111,000円
	計	5,541,364円

報告書受理年月日	令和７年８月４日	第１回報告分

第二回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	中山　亜紀	所属党派	自由民主党	期間　８月８日から　９月12日まで　第２回分
出納責任者氏名	大塚　久美			

収入			支出	
主たる寄附		0円	人件費	0円
			家屋費	1,303,500
			選挙事務所費	0
			集合会場費	1,303,500
			通信費	1,590,014
			交通費	508,227
			印刷費	0
			広告費	2,031,238
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	174,058
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,590,135		
今回計		2,590,135	今回計	5,607,037
前回計		10,800,000	前回計	14,153,590
総計		13,390,135	総計	19,760,627

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送の録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和７年９月25日	第２回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　令和７年７月20日執行参議院大分県選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）　35,789,200円

3　収支報告書の要旨

候補者氏名	吉田　忠智	所属党派	立憲民主党	期間　８月19日から８月20日まで	第２回分
出納責任者氏名	上地　弘記				

収入			支出	
主たる寄附		0円	人件費	0円
			家屋費	517,126
			選挙事務所費	155,666
			集合会場費	361,460
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	38,500
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	572
その他の寄附	０件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	556,198
前回計		12,500,000	前回計	16,852,938
総計		12,500,000	総計	17,409,136

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送の録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和７年８月21日	第２回報告分

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

収支報告書の要旨の公表に関する規程（昭和二十六年大分県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長　千　野　博　之

題名を次のように改める。

収支報告書の要旨等の公表に関する規程

第二条の見出し中「要旨の」を削り、同条中「要旨の」を削り、「おける収支報告書の公表をもって代える」を「掲載する方法により行う」に改める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

政治団体の収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和五十二年大分県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長　千　野　博　之

第一条第一項中「規程」を「告示」に改め、同項第二号中「（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項に次の一号を加える。

四　法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書

第一号様式中

「□　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体のみ該当）」を

「□　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体のみ該当）
□　確認書（国会議員関係政治団体のみ該当（解散した年は該当しない））」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後にされた政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条の二第二項の規定による請求について適用し、同日前にされた同項の規定による請求については、なお従前の例による。

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

政党の支部の支部報告書等の閲覧に関する規程（平成八年大分県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長　千　野　博　之

題名を次のように改める。

政党の支部の公表対象報告文書の閲覧及び写しの交付に関する規程

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この告示は、政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）の規定により大分県選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）に提出されたもののうち、次の各号に掲げる報告書等（以下「公表対象報告文書」という。）の閲覧及び写しの交付の請求につき必要な事項を定めることを目的とする。

一　法第十八条第三項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（法第二十条第二項又は法第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）

二　法第十九条第五項及び法第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書

第二条の見出し中「閲覧」の下に「等」を加え、同条中「請求及び閲覧」を「閲覧及び写しの交付の請求」に改める。

第三条第一項中「支部報告書等」を「公表対象報告文書」に、「大分県選挙管理委員会」を「本委員会」に改め、同条第二項中「支部報告書等」を「公表対象報告文書」に改め、同条第三項中「支部報告書等」を「公表対象報告文書」に、「てい重」を「丁重」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（写しの交付の請求）

第四条　法第三十二条第五項の規定により、公表対象報告文書の写しの交付の請求をしようとする者（以下この条において「交付請求者」という。）は、公表対象報告文書の写しの交付請求書（第一号様式）（次項において「交付請求書」という。）を本委員会に提出しなければならない。

2　本委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3　本委員会は、法第三十二条第五項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から十五日以内に、当該請求に係る公表対象報告文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4　前項の規定にかかわらず、本委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、本委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を交付期限延長通知書（第二号様式）により通知しなければならない。

5　法第三十二条第五項の規定による請求に係る公表対象報告文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から六十日以内にその全てについて第三項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、本委員会は、当該請求に係る公表対象報告文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの公表対象報告文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、本委員会は、同項に規定する期間内に、交付請求者に対し、交付期限特例延長通知書（第三号様式）により通知しなければならない。

附則の次に次の三様式を加える。

第１号様式（第４条関係）

公表対象報告文書の写しの交付請求書

年　月　日

大分県選挙管理委員会委員長　殿

郵便番号
請求者　住　所
氏　名
（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
電話番号　（　）　－

政党助成法（平成６年法律第５号）第32条第５項の規定により、次のとおり公表対象報告文書の写しの交付を請求します。

	名　称	年
写しの交付の請求に係る政党の支部		
公表対象報告文書の種類	□ 支部報告書及び支部総括文書 □ 監査意見書	
写しの交付の方法	□ 複写機により用紙に複写したものの交付 □ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD－R）に複写したものの交付 □ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD－R）に複写したものの交付	
交付の場所等	□ 選挙管理委員会 □ 送付	

注　1　□のある欄には希望する□内にレ印を記入してください。

2　公表対象報告文書の写しの請求に当たり、下記の手数料を負担していただきます。

写しの交付の方法	写しの交付に係る手数料の額
複写機により用紙に複写したものの交付	用紙１枚につき 10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD－R）に複写したものの交付	光ディスク（CD－R）１枚につき100円に当該公表対象報告文書の写し1枚ごとに10円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD－R）に複写したものの交付	光ディスク（DVD－R）１枚につき120円に当該公表対象報告文書の写し1枚ごとに10円を加えた額

※ただし、請求１件につき、上記により算定した金額（複数の写しの交付の方法により写しの交付を受ける場合は、その合算額）が 300 円を超えないときは、手数料の額は 300 円となります。

3　写しの交付の送付を希望する場合は、手数料とは別に送料を負担していただきます。

第２号様式（第４条関係）

交付期限延長通知書

選　第　号
年　月　日

殿

大分県選挙管理委員会委員長　印

年　月　日付けで請求のあった公表対象報告文書の写しの交付については、政党の支部の公表対象報告文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成８年大分県選挙管理委員会告示第８号）第４条第４項の規定により、次のとおり同条第３項に規定する期間を延長したので通知します。

公表対象報告文書の写しの交付請求のあった政党の支部の名称	
規程第4条第4項に規定する期間の満了日	年　月　日
延長する期間及び延長後の期間の満了日	日 年　月　日
延長の理由	
連絡先	大分県選挙管理委員会 電話番号　（　）　－

第３号様式（第４条関係）

交付期限特例延長通知書

選　第　　　号
年　　月　　日

殿

大分県選挙管理委員会委員長　印

年　　月　　日付けで請求のあった公表対象報告文書の写しの交付については、政党の支部の公表対象報告文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成８年大分県選挙管理委員会告示第８号）第４条第５項の規定により、次のとおり同条第３項に規定する期間を延長したので通知します。

公表対象報告文書の写しの交付請求のあった政党の支部の名称	
特例延長の理由	
上記政党の支部の公表対象報告文書の写しのうち、相当の部分について交付する期限	年　　月　　日
残りの公表対象報告文書の写しについて交付する期限	年　　月　　日
連絡先	大分県選挙管理委員会 電話番号（　　）　―

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○訓　令　甲

大分県訓令甲第二十二号

本　　庁
地方機関

大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）の全部を改正する。

令和七年十二月二十六日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県電子署名規程

（趣旨）

第一条　この規程は、別に定めるもののほか、本庁及び地方機関における電子署名の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　本庁　大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号。以下「組織規則」という。）第二条第一号に規定する本庁をいう。

二　地方機関　組織規則第二条第二号に規定する地方機関をいう。

三　部長　大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）により設置された部その他の内部組織の長及び会計管理局長をいう。

四　課長　組織規則第四条第六項に規定する課長、所長及び室長をいう。

五　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

六　署名符号　電子署名を行うために用いる符号をいう。

七　署名検証符号　署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。

八　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

九　電子証明書　大分県が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

十　認証局　法第二条第三項に規定する特定認証業務を行う事業者をいう。

十一　電子署名記録媒体　署名符号、署名検証符号及び電子証明書を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

十二　当事者型電子署名　電子署名のうち、認証局により作成された署名符号を用いて、自らが行う電子署名をいう。

十三　立会人型電子署名　電子署名のうち、契約、協定その他これらに類するもの（以下「契約等」という。）の当事者が、自らの意思に基づき、当該契約等の当事者でない事業者に指示することにより行う電子署名をいう。

（電子署名）

第三条　電子署名は、当事者型電子署名により行うものとする。ただし、契約等につき相手方との合意の内容を記録した電磁的記録を作成する場合における電子署名は、立会人型電子署名により行うことができる。

（電子署名の職名）

第四条　電子署名の職名は、知事、会計管理者、部長、課長又は地方機関の長（組織規則第四十八条の二第一項に規定する支所分場等の長を含む。以下同じ。）とする。

2　前項に定める職名以外の職に係る電子署名を行う業務上の必要があるときは、当該業務を所管する本庁の課長又は地方機関の長は、総務部県政情報課長（以下「県政情報課長」という。）（電子署名の付与を行うシステム（以下「電子署名システム」という。）を利用して行う電子署名にあっては、当該システムの管理者）の承認を受けなければならない。

（電子署名記録媒体等の発行）

第五条　本庁の課長又は地方機関の長は、当事者型電子署名による電子署名（電子署名システムを利用して行うものを除く。）の使用を開始する場合は、県政情報課長の承認を得て、認証局に電子署名記録媒体の発行を申請するものとする。

2　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の発行については、当該システムの管理者が別に定める。

（電子署名記録媒体管理台帳等）

第六条　県政情報課長は、電子署名記録媒体管理台帳を備え、電子署名記録媒体の発行、失効等の都度、必要事項を記載し、整理しなければならない。

2　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の管理台帳については、当該システムの管理者が別に定める。

（電子署名記録媒体等の管理責任者）

第七条　電子署名記録媒体等（電子署名記録媒体及び電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等をいう。以下同じ。）の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、別表のとおりとする。

2　管理責任者は、電子署名記録媒体等を厳重に管理するとともに、署名符号の危たい化（盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）を防止する措置を講じなければならない。

（電子署名実施者）

第八条　電子署名を付与する者として、管理責任者の下に電子署名実施者（以下「実施者」という。）を置く。

2　実施者は、大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）第四条に規定する公印取扱主任とする。

3　実施者が不在であるときは、大分県公印規程第四条の二に規定する公印取扱副主任、大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）第九条に規定する文書取扱主任又は同規程第十条に規定する文書取扱副主任がその事務を代行する。

（電子署名記録媒体等の管理）

第九条　実施者は、電子署名記録媒体を常に堅固な容器に納め、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講ずるとともに、錠を施して保管しなければならない。

2　実施者は、電子署名記録媒体のパスワード及び電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等（第十一条において「電子署名記録媒体のパスワード等」という。）を厳重に管理するとともに、漏えい等により他人に使用され得る状態にならないよう必要な措置を講じなければならない。

（電子署名の付与）

第十条　実施者は、電子署名すべき電磁的記録を決裁が終了した文書と照合し、相違ないことを確認した上で、電子署名を付与しなければならない。

2　電子署名記録媒体は、実施者の執務場所以外に持ち出し、使用してはならない。ただし、あらかじめ管理責任者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（事故の報告）

第十一条　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子署名記録媒体に係る事故にあっては県政情報課長及び総務部デジタル政策課長に、電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等に係る事故にあっては当該システムの管理者に、事故の報告をし

なければならない。

一　電子署名記録媒体が物理的又は電磁気的破損により使用できなくなったとき。

二　電子署名記録媒体のパスワード等の忘失により電子署名記録媒体又は電子署名システムが使用できなくなったとき。

三　盗難、紛失、災害等により電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。

四　電子署名記録媒体のパスワード等が漏えいしたとき。

五　前各号に掲げるもののほか、電子署名記録媒体又は電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等が不正に使用され、又はそのおそれがある状態になったとき。

（電子署名記録媒体等の失効）

第十二条　管理責任者は、前条各号のいずれかに該当するとき（電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等に係る事故があったときを除く。）、電子証明書に記録されている事項に変更が生じたとき、又は電子証明書の利用を中止するときは、直ちに県政情報課長に電子署名記録媒体の失効を申請しなければならない。

2　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の失効については、当該システムの管理者が別に定める。

（不要電子署名記録媒体の処理）

第十三条　管理責任者は、失効により不要となった電子署名記録媒体を県政情報課長に引き渡さなければならない。

2　県政情報課長は、前項の規定により引渡しを受けた電子署名記録媒体を裁断等適切な方法により廃棄しなければならない。

（職務代理等の場合の電子署名）

第十四条　知事、会計管理者、部長、課長、地方機関の長等に事故があるとき、又は欠けたときにおいて、他の職員が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行するときは、その職務を代行される者の電子署名を使用する。

（その他）

第十五条　この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令の施行前に、認証局において発行された電子署名記録媒体は、この訓令に基づいて発行したものとみなす。

（大分県文書管理規程の一部改正）

3　大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条の四」を「第七十三条」に改める。

第二条第六号中「大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）第二条第六号」を「大分県電子署名規程（令和　年大分県訓令甲第　　号）第二条第五号」に改める。

第六十九条の見出し中「校合」の下に「並びに審査」を加え、同条中「。）」の下に「及び第六十条」を、「校合」の下に「並びに審査」を加える。

第七十条本文中「電子署名システム（第七十三条の二に規定する電子契約システム」を「電子署名システム（大分県電子署名規程第四条第二項に規定する電子署名システム」に、「第七十三条の三に規定する電子申請システムをいう。以下この条において同じ」を「電子情報処理組織を使用して県の機関に係る申請、届出その他の手続等を行うためのシステムをいう」に、「第七十三条の四第一項」を「第七十三条」に、「電子掲示板をいう。以下この条において同じ」を「電子掲示板をいう」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　施行する電子文書には、大分県電子署名規程に定めるところにより、電子署名を付さなければならない。ただし、許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書以外の文書については、電子署名の付与を省略することができる。

3　文書管理システム以外の方法で電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

第七十二条第二項を削る。

第七十三条から第七十三条の三までを削る。

第七十三条の四第二項を削り、同条を第七十三条とする。

別表（第七条関係）

電子署名の職名	管理責任者
知　事	県政情報課長
会計管理者	会計管理局主管課長
部　長	各部局主管課長
課　長	本庁の各課長

地方機関の長	各地方機関の長
第四条第二項の規定によるもの	県政情報課長が定めた者

備考　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の管理責任者は、この表の規定にかかわらず、当該システムを利用する所属の長とする。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第36号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察電子署名規程（平成20年大分県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和７年12月26日

大分県警察本部長　幡野　徹

第２条第３号を次のように改める。

(3)　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

第２条第６号中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

第８条第１項中「更新、廃止」を「失効」に改め、同条第２項中「更新、廃止等を行った場合」を「失効等の必要があるとき」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年１月１日から施行する。

大分県警察本部訓令第37号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程（令和５年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和７年12月26日

大分県警察本部長　幡野　徹

別表の１中(2)を削り、(3)から(17)までを(2)から(16)までとし、同表の２中(3)を削り、(4)から(15)までを(3)から(14)までとする。

附　則

この訓令は、令和７年12月29日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第十四号

本局
事業所

大分県企業局職員服務規程（平成二年大分県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

大分県企業局長　渡辺淳一

第二十六条中「第十六条」を「第十五条」に、「産前産後等の有給休暇」を「産前産後の休暇」に改める。

第三十八条中「第十四条の二」を「第十五条」に改める。

第五十四条第三項ただし書中「とき」の下に「、又は総務課長が別に定める基準に該当しないとき」を加える。

第四号様式及び第四号様式の二を次のように改める。

第４号様式（第25条関係）

診　断　書

氏名			男・女		年　月　日生（　歳）
住所					
病名			発病：　年　月　日		初診：　年　月　日
療養を要する期間（※１）	年　月　日～　年　月　日				
主な既往症					
病歴	発病時の状況及び経過の概要				
	現在の症状				
検査結果（※２、３）					
結核療養休暇、出勤、休職及び復職に対する意見					

検査結果（※２、３）

直近の菌検査	検体	塗抹	培養	拡散増幅法（TB-PCR等）
年　月　日	喀痰・胃液 その他（　）			
年　月　日	喀痰・胃液 その他（　）			
年　月　日	喀痰・胃液 その他（　）			

【胸部画像所見】

【その他所見】

上記のとおり診断します。

年　月　日

医療機関名(所在地)

主治医氏名　　　　印

（※１）結核療養休暇及び休職の場合の療養期間は、推定をご記入ください。

（※２）菌検査、画像所見等はできるだけ詳細にご記入ください。

（※３）検査データ（菌検査、胸部Ｘ線検査、ＣＴ検査等）を添付しご提出ください。

第４号様式の２（第25条関係）

診　断　書

氏名		男・女		年　月　日生（　歳）
住所				
病名		発病：　年　月　日		初診：　年　月　日
療養を要する期間（※１）	年　月　日～　年　月　日			
主な既往症				
病歴	発病時の状況及び経過の概要			
	現在の症状			
治療及び投薬内容（※２）				
病気休暇、出勤、休職及び復職に対する意見（※３）				
その他特記すべき事項				

上記のとおり診断します。

年　月　日

医療機関名(所在地)

主治医氏名　　　　印

（※１）病気休暇及び休職の場合の療養期間は、推定をご記入ください。

（※２）投薬内容については、薬名及び量を具体的にご記入ください。

（※３）病気休暇及び休職の場合は、療養に対する意見をご記入ください。また、復職の場合は、就業に係る意見をご記入ください。

第十六号様式の二の備考2中「運転記録証明書」の次に「（過去5年）」を加える。

附　則

この訓令は、令和八年一月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第十一号

本　局
病　院

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

大分県病院局長　佐　藤　昌　司

第五十二条第三項ただし書中「とき」の下に「、又は総務経営課長が別に定める基準に該当しないとき」を加える。

第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第5号様式（第23条及び第30条関係）

診　断　書

氏　名		男・女	年　月　日生（　歳）
住　所			
病　名		発病：　年　月　日	初診：　年　月　日
療養を要する期間（※1）	年　月　日～　年　月　日		
主な既往症			
病歴	発病時の状況及び経過の概要		
	現在の症状		
検査結果（※2、3）			
結核療養休暇、出勤、休職及び復職に対する意見			

検査結果欄：

直近の菌検査	検体	塗抹	培養	拡散増幅法（TB-PCR等）
年　月　日	喀痰・胃液 その他（　）			
年　月　日	喀痰・胃液 その他（　）			
年　月　日	喀痰・胃液 その他（　）			

【胸部画像所見】

【その他所見】

上記のとおり診断します。

年　月　日

医療機関名（所在地）

主治医氏名　　　　印

（※1）結核療養休暇及び休職の場合の療養期間は、推定をご記入ください。
（※2）菌検査、画像所見等はできるだけ詳細にご記入ください。
（※3）検査データ（菌検査、胸部X線検査、ＣＴ検査等）を添付しご提出ください。

第６号様式（第23条及び第30条関係）

診　断　書

氏名		男・女	年　月　日生（　歳）
住所			
病名		発病:　年　月　日	初診:　年　月　日
療養を要する期間（※１）	年　月　日～　年　月　日		
主な既往症			
病歴 発病時の状況及び経過の概要			
病歴 現在の症状			
治療及び投薬内容（※２）			
病気休暇、出勤、休職及び復職に対する意見（※３）			
その他特記すべき事項			
上記のとおり診断します。 年　月　日 医療機関名(所在地) 主治医氏名　印			

（※１）病気休暇及び休職の場合の療養期間は、推定をご記入ください。
（※２）投薬内容については、薬名及び量を具体的にご記入ください。
（※３）病気休暇及び休職の場合は、療養に対する意見をご記入ください。また、復職の場合は、就業に係る意見をご記入ください。

第二十号様式の備考２中「運転記録証明書」の次に「（過去５年）」を加える。

附　則

この訓令は、令和八年一月一日から施行する。

○正　誤

令和七年十二月十九日付け大分県報（六六六）に登載の大分県企業局訓令第十二号（大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正）中の訂正

ページ	段	誤	正
二七	上	左の誤のとおり	左の正のとおり

誤

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の三の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二の項の次に次のように加える。

正

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の三の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二の項の次に次のように加える。

三　風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合 イ　会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。 ロ　災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。 ハ　会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。